

ハートブレッドプロジェクト講習会 in 東北仙台!

今月のメニュー

1. HBP 講習会
2. PAN メンバーズ総会
3. マイナンバー制度
4. 業務案内
5. 編集後記

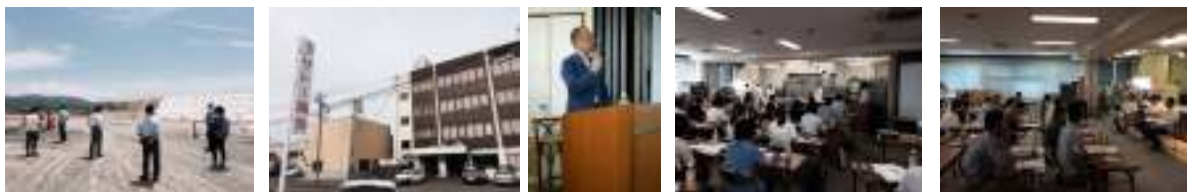
2015年7月8日ハートブレッドプロジェクト(以下HBP)講習会in東北仙台



関西 3 人のシェフ共演!!
サ・マーシュ西川功晃シェフ
ア・ピアント松尾清史シェフ
パンデュース米山雅彦シェフ



東日本大震災後、「パン職人だからできること・・・」とHBPを立ち上げ5年目に入りました。現在賛助企業さまのご協力のもと、全国約50店のパン屋さんが日々「ハートの形のパン」を焼き、その売上金額を寄付する活動を行っています。今回仙台の被災地に赴き、今から20年前に阪神大震災を経験した関西のシェフと東北のシェフ達の交流から、改めて「パン屋さんにできること」を考え、HBPの活動をとおして伝え、全国のパン屋さんをつなぐ架け橋になればと開催しましたが、たくさんの方にご参加頂き大変盛り上がりました! これからもこのような活動をとおしてHBPの役割を伝えていけたらと思います。



現地視察。復興と見えるのはまだ・・・ 講習会会場となったサトー商会 私は司会進行を担当。シェフ達の熱のこもった講習! 講習会終了後の意見交換会

ハートのパンで日本を元気に! 会場を提供して頂いたサトー商会さまをはじめ、ご協力頂きました関係者の皆さん、本当にありがとうございました。河原 浩



7月1日にPANメンバーズの7月総会・例会が開催されました。総会では、PANメンバーズの1年間の活動・決算の報告をさせていただきました。そして、例会の講師には、船井総合研究所経営コンサルタントの羽野愛祐美先生にお越しいただき、「生き残るパン店になるための対策」について教えていただきました。現在のパン業界は安定期に入っており、これからはもっと今来て下さっているお客様を大事にすることが大切になるそうです。美味しさは情報量で決まる! 知れば知るほどお店のことが好きになれるもの。商品よりも体験、この商品が出来上がるまでなどの裏側のストーリーなどたくさん情報発信していくことが付加価値を高めることにつながっていくとおっしゃっていました。とても分かりやすいご講演ありがとうございました。今回もたくさんの方に総会にお越しいただき、本当にありがとうございました。正会員の皆さま、また協賛会員の皆さまにもご賛同いただきPANメンバーズの活動ができております。感謝の気持ちでいっぱいです。(古味 千昌)



沢山の方に来ていただきました(^^)



PANメンバーズの新たな動きが?!



羽野先生の講演はとても分かりやすかったです。



懇親会では皆さん和やかに情報交換されています(^^)

間もなく通知開始！マイナンバー制度！

平成 28 年 1 月に利用開始される**マイナンバー制度**は、「複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率化・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）」です。「**社会保障分野**」「**税分野**」「**災害対策分野**」で利用されます。住民票を有する国民一人一人に 12 ケタの個人番号が付番されますが、こちらは平成 27 年 10 月から住民票の住所に「**通知カード**」が郵送されます。法人にも各法人に 1 つずつ法人番号（13 ケタ）が付番されます。（支店や事業所を有する場合も付番される法人番号は法人ごとに 1 つのみです。）

マイナンバーは何に使用するの？

「**社会保障分野**」：年金の資格取得・確認、給付、雇用保険等の資格取得・確認、給付、ハローワーク等の事務等に、医療保険等の手続・福祉分野の給付、生活保護の実施、低所得者対策の事務等に利用されます。

「**税分野**」：税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等への記載で利用されます。

「**災害対策分野**」：被災者生活再建支援金の支給に関する事務等、被災者台帳の作成に関する事務に利用されます。



マイナンバーはいつから使用するの？

従業員を雇用している法人・個人事業主が個人番号を利用する機会は、**平成 28 年 1 月以降**に就職・退職する従業員の源泉徴収票や社会保険・雇用保険の資格取得（喪失）届への記載からです。その後、社会保険の月額変更届・算定基礎届、労働保険料の申告の際に提出する書類への記載が必要になります。

年末調整に関連する手続きでは、平成 28 年分の年末調整からの利用開始になります。継続雇用している従業員に関しては、平成 28 年分の源泉徴収票（給与支払報告書）を税務署（市区町村役場）へ提出する期限（平成 29 年 1 月末）から個人番号の利用が必要です。（同じタイミングで税務署へ提出する報酬、料金等の支払調書や不動産の使用料等の支払調書等の支払調書にも相手方の個人番号の記載が必要です。）

従業員やその扶養親族の個人番号の管理については、給与システムでの対応をされる事業所が多いかと思えます。平成 27 年分の年末調整に向け、**11 月下旬頃から**従業員へ書類を配布し、その際に「平成 28 年分の扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらいますが、こちらには従業員本人だけでなく扶養親族の個人番号の記載が必要です。同居をしていないご両親を扶養されている場合等、個人番号の確認に時間がかかることが予想されますので、税務署からの年末調整関連の書類が届き次第早急に従業員への配布と、その際に特に個人番号の記載に関して周知し、備えてください。（池田 晃幸）

事業内容 ホームページは <http://www.bakery-no1.com>

1. 身近なパートナーとしての税務顧問
2. 「現金管理」や「目標管理」を中心としたショップ経営のサポート
3. 「儲かるお店をつくる5ステップ」など繁盛店セミナー・講演・勉強会
4. 会計業務全般請負（業務改善～入力代行）

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル2F

TEL:06-6131-5600 FAX:06-6131-5670 e-mail:info@bakery-no1.com



編集後記 今年は6月21日が父の日でしたね。私の家では、少し遅めの7月に入ってから父の日のイベントを行いました。というのも、実は今年は初の試みで「私と兄と父の3人で飲みに行こう！」という企画を立てたのですが、父は単身赴任で九州に、兄は一人暮らしのため、日を合わせると7月になったんです。

当日は「楽しんでもらえるかな…」と少しだけ不安だったのですが、父は嬉しそうにたくさん飲んでいました。その日の飲み代は兄が出してくれて、私からは次の日に整体を事前に予約しておき、そのチケットをプレゼントしました。肩が痛いと言っていたので、これで少しでも良くなっていただけたらと思います。（喜多 泰友）



ビールで乾杯！とても懐かしい気持ちで過ごせました。